

令和8年第6回 入間市農業委員会総会議事録

2. 開催場所 入間市役所 B棟5階 全員協議会室

- 会長 12番 中島敦夫

- | | | | | | | |
|----|------|------|-----|------|-----|------|
| 委員 | 1 番 | 小澤正幸 | 2 番 | 宮岡幸江 | 3 番 | 清水 昇 |
| | 4 番 | 中島伸吉 | 5 番 | 清水裕司 | 6 番 | 宮岡康光 |
| | 7 番 | 上原和子 | 8 番 | 中村勝雄 | 9 番 | 荻野 実 |
| | 11 番 | 野村雅紀 | | | | |

5. 早退委員 (0 人)

- 第1 議事録署名委員の指名 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

- 議案第 4 号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

- 間野 哲 的場利夫 三木康行

- 豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

- 宇津木保男 齋藤 勲 大室芳子

- 事務局長 新 宜之

- 主 幹 河西 多郎

- なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第6回入間市農業委員会を開会いたします。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番 清水裕司委員、6番 宮岡康光委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号につきましては、岩田浩推進委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案第1号1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

6月20日に、三木推進委員とは別々に、申請地の状況確認と、譲受人から電話にて聞き取りを行いました。

申請地は、案内図のとおり、茶業研究所の西側にある農地です。

譲受人は、譲渡人の遠縁に当たり、以前より頼まれてこの土地を耕していたそうです。

現在の農地の状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

6月20日、個別で現地を確認しました。上原委員の説明のとおり、特に支障ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

上原委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、5,369㎡となります。

申請地は野菜畑として利用されており、許可後も野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当 9 番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員 9 番（荻野実君）

9 番、荻野です。議案第 2 号の 1 番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

6 月 21 日に、岩田推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、国道 16 号線宮寺交差点の東側で、県道川越入間線に面した農地となります。周囲の状況は、西側が駐車場、東側に住宅、南側は県道、北側は傾斜のある法面になっており、他の農地とは接しておりません。

現在は休耕地となっており、低い雑草に覆われておりました。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、現在利用中の駐車場を拡張し、大型車両の駐車場とする予定です。周囲には農地は無く、規模も過大ではないことなどから農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

6 月 24 日、現地を確認いたしました。周りに農地は無く、特に影響はないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、議案書申請理由に伴う駐車場のための農地転用許可申請です。

農地法第 5 条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第 3 種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10 ha を超える集団農地ではないことから、第 2 種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画の案により使用貸借並びに賃貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

なお、議事参与の制限の規定により、岩田浩推進委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(岩田浩推進委員 退席)

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件(令和8年8月始期分)に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおりでございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙１の令和８年度第３回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

１番～４番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和８年８月１日から令和９年７月３１日までの１年となります。

次に５番～１２番の設定する権利の種類は賃貸借並びに使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は、令和８年８月１日から令和１４年２月２８日までの５年７か月となります。

次に１３番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和８年８月１日から令和１８年３月３１日までの９年８か月となります。

次に１４番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は、令和８年８月１日から令和１３年６月３０日までの４年１１か月となります。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、議案第３号の１番を議題といたしますが、１番から４番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、１番から４番を一括審議といたします。

担当３番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員３番（清水昇君）

３番、清水です。

６月２０日に、二本木地区にある４筆の農地の状況を、宇津木推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で１．７ha以上の農地を耕作する農業法人です。

今回の申請地について、野菜畑として耕作されておりますが、引き続き野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

6月20日に、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の5番を議題といたしますが、5番から12番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、5番から12番を一括審議といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第3号5番から12番について、一括してご説明いたします。

6月18日に、宮寺地区にある8筆の農地の状況を、田中推進委員とは別々に確認してまいりました。現地は案内図のとおり、上原地区の東側に位置し、農地が広がる区域となっております。5番及び10番・11番・12番の4筆は、多少雑草もありましたがトラクターにより適切に耕うんされておりました。また、他のいずれの畑も適正に管理されております。

借受人は、市内で5.3ha以上の農地を耕作する農業法人で、他に管理する畑も適切に管理されておりますことから、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

6月24日、荻野委員とは別々に現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、特に問題ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の13番を議題といたします。

担当8番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員8番（中村勝雄君）

8番、中村です。

6月21日に、宮寺地区にある1筆の農地の状況を、田中推進委員とは別々に確認してまいりました。

借受人は、埼玉県農業大学校を経て、令和6年から明日の農業担い手育成塾に入塾し、現在は28a以上の農地を耕作する野菜農家です。

今回の申請地は、過去の農地パトロールで再三指摘されていた耕作放棄地でしたが、現在は、雑草も適切に片付けられております。

借受後は野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

6月24日、中村委員とは別々に現地を確認しました。中村委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の14番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。

6月22日に、金子上地区にある1筆の農地の状況を、的場推進委員とは別々に確認してまいりました。

借受人は、市内で46a以上の農地を耕作する野菜農家です。

今回の申請地について、現在既に野菜の苗が植え付けされており、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

6月22日、野村委員とは別々に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま1番から14番までの説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

（清水委員 挙手）

○農業委員3番（清水昇君）

14番の方の居住地が東京都となっておりますが、移住せずにこちらから通われるのですか。

○事務局

その通りです。この方は認定新規就農者で、現在の居住地から通って耕作する予定と伺っております。

○農業委員11番（野村雅紀君）

以前は、農地パトロールの時にかなり草が繁茂していて指摘されていた畑でしたが、この冬、10人程度でトラクター等により整地されました。今はブロッコリーやレタスの苗が植付けされております。

○農業委員3番（清水昇君）

わかりました。

（荻野委員 挙手）

○農業委員9番（荻野実君）

個別の質疑ではございませんが、この原案の中の賃貸借の分についてですが、10a当たりの金額が記載されておりますが、これは中間管理機構で10a当たりの農地の賃借料とか、何らかの規定があるのですか。

○事務局

金額についてはあくまでも借主と貸主との調整で決まっているという認識でございます。
特に標準単価自体が規定されているものではないと思われま。

○農業委員9番（荻野実君）

はい、ありがとうございます。

○議長

ほかにございますか。

それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われまので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

それではここで、岩田浩推進委員の入室をお願いします。

（岩田推進委員 着席）

○議長

続いて、議案第4号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

1番、小澤です。議案第4号の1番についてご説明を申し上げます。

証明を受ける当事者、土地の表示、備考については、配付議案書のとおりです。

6月17日に、間野推進委員とは別々に、申請地の状況確認等を行いました。また、農地の隣接農家とも情報交換をしております。

当該農地の状況は、現在は茶園になっており、除草も含め肥培管理等は概ね良好と判断いたしました。区画整理地内の農地で、将来換地の予定もあります。

当該農地は特定生産緑地として耕作しておりましたが、事由の生じた者の死亡に伴いやむなく今回の証明を申請されたものです。農地についても、茶畑として今まで適正に管理されておりました。主たる従事者証明について、やむを得ないものと考えられますが、ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、豊岡中地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

豊岡中地区推進委員の間野です。

6月19日、現地を確認しました。小澤委員とは別々になりましたが、小澤委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の1番について、ご説明申し上げます。

生産緑地地区の農地を耕作していた方が亡くなられ、全ての農地を耕作することが難しくなったため、申出人から、市へ生産緑地法に基づく買取り申し出をする際に必要な証明である「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が、当農業委員会に提出されました。

このことから、議案書にある買取り申し出の事由の生じた者が、農地の耕作者であったことの証明について審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わります。生産緑地法に係る買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明でございますが、主たる従事者として認めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については2件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については1件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号のとおり報告がありました。

これで付議された議案はすべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後2時26分